

大阪府における解体等工事に係る
石綿飛散防止対策について

< 中間報告素案 >

平成 2 5 年 月

大阪府環境審議会石綿飛散防止対策部会

目次

はじめに	1
第1 検討の経緯	2
1 規制の強化の経緯	2
2 解体等工事の規制の強化	3
第2 現行制度及び施行状況	5
1 現行制度	5
2 施行状況	7
第3 検討に当たっての基本的な考え方	9
第4 検討結果	10
1 法改正に伴う法と条例の整合	10
2 事前調査	10
3 大気濃度測定	12
4 報告徴収と立入検査	13
5 その他	13
大阪府環境審議会石綿飛散防止対策部会委員名簿	15
審議経過	16
参考資料	

はじめに

石綿（アスベスト）とは、天然に産する蛇紋石や角閃石の鉱物を繊維状にしたもので、白石綿（クリソタイル）、茶石綿（アモサイト）、青石綿（クロシドライト）等の6種類がある。直径は0.02から0.06 μ m（1 μ mは1mmの1,000分の1）と非常に細かい。熱、摩擦、酸やアルカリに強く、丈夫で変化しにくい特性を持っている。そのため、昭和30年頃から使われ始め、ビルの高層化や鉄骨構造化に伴い、吹付け石綿、断熱材、保温材、成形板等として建築材料等に幅広く利用されてきた。

しかし、これらの長所の反面、目に見えない微細な石綿繊維を呼吸器から吸い込むことにより、中皮腫や肺がん等の健康影響を及ぼす可能性が明らかになってきた。吸い込んでから発症するまでの潜伏期間が数十年と長いのが特徴で、発症した時点で原因を特定することが難しい。

石綿を含有する製品については、平成7年4月には有害性の高い茶石綿及び青石綿を含有する製品の製造、輸入、譲渡、提供又は使用が禁止され、白石綿を含有する製品についても平成16年10月には石綿セメント円筒等10品目の製造等が禁止された。また、平成18年9月には石綿含有建築材料の製造や使用が禁止された。さらに、平成24年3月には特殊用途の一部製品として適用が除外されてきたものの製造等についても禁止され、石綿製品の製造等が全面的に禁止された。

石綿の粉じんによる健康影響に関する国民の関心の高まりに対応して、平成元年の大気汚染防止法が改正され、石綿製品製造工場からの石綿の飛散が規制の対象となった。平成8年には吹付け石綿が使用されている建築物を解体・改造・補修する作業について届出が義務付けられた。その後、規制が順次強化されてきた。また、大阪府においても、平成6年3月に制定した大阪府生活環境の保全等に関する条例において、石綿製品製造工場を規制の対象とし、平成17年10月の条例改正では、工事の規模にかかわらず、全ての解体等工事を対象とするとともに、石綿含有成形板を対象に加え、事前調査や基準遵守を義務付けるなど規制強化が実施された。平成18年10月には、法と条例で対象建築材料の石綿含有率の判断基準を1%を超えるものから0.1%を超えるものにするなど規制が強化された。

さらに、平成25年6月には建築物等の解体現場から石綿が飛散する事例や事前調査が不十分である事例が確認されたことなどを受け、法が改正された。

法改正の動向を踏まえ、大阪府知事から大阪府環境審議会に対して、「大阪府における解体等工事に係る石綿飛散防止対策について」諮問が行われたことを受け、専門的な検討を進めるため、石綿飛散防止対策部会を設置した。

この報告書は、〇回にわたる審議結果を踏まえて取りまとめたものである。

第1 検討の経緯

1 規制の強化の経緯

(1) 石綿製品製造工場の規制

①法規制

大気汚染防止法（以下、法という。）が平成元年に改正され、規制対象に石綿が追加された。すなわち、従来から規制対象とされてきた「粉じん」が「一般粉じん」とされ、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で、政令で定めるものが「特定粉じん」とされた。

その上で、石綿製品製造工場の特定粉じん発生施設について、設置者があらかじめ知事へ設置の届出を行うことが義務付けられ、敷地境界における規制基準（敷地境界基準。1リットルあたり10本）が石綿の大気中濃度の許容限度として定められ、遵守が義務付けられた。

②条例規制

大阪府では、平成6年に従来の大阪府公害防止条例（以下、旧条例という。）を全面的に見直し、公害の防止に関する規制の措置、生活環境の保全に関して推進する施策などを定める大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下、条例）を制定した。条例では、法に基づく特定粉じん発生施設のうち、施設の規模が法対象未満の石綿製品製造施設を規制対象とした。また、規制基準を旧条例で定めていた敷地境界基準、排出口基準及び設備基準から敷地境界基準に一本化した。

(2) 建築物の解体等工事の規制

①規制の導入

平成7年に発生した阪神・淡路大震災により倒壊した建築物の解体工事等において石綿が飛散した問題を受け、平成8年に法が改正され、吹付け石綿が使用されている建築物を一定規模（延床面積が500㎡以上の建築物で特定建築材料の使用面積の合計が50㎡以上）のものを、解体・改造・補修する作業が「特定粉じん排出等作業」として規制対象となり、事前の届出と作業基準の遵守が義務付けられた。

②規制の強化

平成17年6月に石綿製品製造工場である株式会社クボタの旧神崎工場（尼崎市）において、従業員が石綿に起因する中皮腫等で死亡したことに加えて、工場周辺住民にも中皮腫の発症や死亡が見られたという報道がなされ、石綿に対する社会の関心が急激に高まった（いわゆるクボタショック）。

これを受けて大阪府は、同年10月に条例を改正し、平成18年1月に施行した。条例では工事の規模にかかわらず、全ての解体等工事を対象とするとともに、石綿含有

成形板を対象に加え、事前調査や基準遵守を義務付けるなど規制強化により、石綿の飛散防止対策を実施してきた。

国も、同年3月施行の法施行令改正により規模要件を撤廃した。

また、同年10月には、法も条例も規制対象建材の石綿含有率の判断基準を、平成7年から定義されていた1%を超えるものから0.1%を超えるものにするなどの規制対象範囲の拡大を行った。

2 解体等工事の規制の強化

近年、石綿除去作業場の集じん・排気装置の排気口等から石綿が飛散する事例及び事前調査が不十分である事例が確認され、また、法の施行上の課題等を踏まえ、立入検査権限の強化、事前調査の義務付け等について地方公共団体から国に要望された。

東日本大震災の被災地においても、解体工事に伴う石綿の飛散事例が確認されている。

また、今後も復旧に伴い解体・改修工事が進むことが予想される。

特定建築材料が使用されている建築物の解体・改修工事が、平成40年頃をピークに全国的に増加することが予想され、今後飛散防止対策の重要性が一層高まると考えられる（右図参照）。

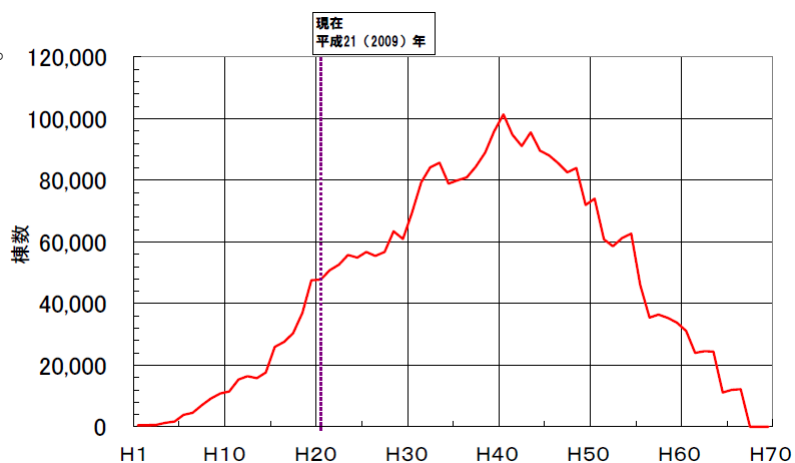
このような状況を踏まえ、平成24年4月、環境大臣は中央環境審議会に「石綿の飛散防止対策の更

なる強化について」諮問した。これを受けて同審議会は、大気環境部会に「石綿飛散防止専門委員会」を設置し、同専門委員会において、建築物等の解体工事等に係る石綿の飛散防止対策の更なる強化について審議した。同専門委員会は、有識者からのヒアリングを含む8回の審議を経て、当面、法の改正が必要な事項を含めた取り組むべき事項について、中間報告を取りまとめた。

平成25年6月には、施工者に事前調査の義務付けとその結果等を発注者に書面で説明する義務を課し、届出義務者を解体等工事の施工者から発注者又は自主施工者（以下、発注者等という。）に変更し、立入検査の対象を全ての解体等工事に拡大するなどの改正を行った。現在、特定工事に該当しないことが明らかな解体等工事の範囲、事前調査結果の掲示事項、大気濃度測定の義務付けと評価基準等について、省令で規定することを検討中である。

従来、条例で規定していたことが改正法に盛り込まれたことから、法と条例の整合を図

民間建築物の年度別解体棟数



出典：社会資本整備審議会資料（国土交通省）

りつつ、効果的な石綿飛散防止対策を検討することが必要となった。

法及び条例による石綿に関する規制の主な経緯は次のとおりである。

石綿に関する規制の主な経緯

年月／改正法・条例	概要
平成元年12月施行 法改正	石綿製品製造工場の特定粉じん発生施設（平成19年末までに全て廃止。）の設置の届出と敷地境界における規制基準の遵守等を規定
同6年11月施行 条例制定	法の特定粉じん発生施設のうち、施設の規模が法対象未満の石綿製品製造施設（平成19年末までに全て廃止。）を規制対象とし、設置の届出と敷地境界における規制基準の遵守等を規定
同9年4月施行 法改正	吹付け石綿が使用されている建築物を一定規模以上、解体・改造・補修する作業を「特定粉じん排出等作業」として届出を義務付け
同18年1月施行 条例改正	石綿含有成形板を対象に石綿排出等作業の届出制度、法対象を含む全ての解体等工事に対し事前調査等を義務付け
同18年10月施行 法施行令改正 条例施行規則改正	規制対象を石綿含有率1%から0.1%超に強化
同25年6月公布 法改正	施工者に事前調査を義務付け、その結果を発注者に書面で説明、届出義務者の変更、立入検査対象を全ての解体等工事に拡大等

第2 現行制度及び施行状況

1 現行制度

(1) 概要

現行の大阪府における石綿飛散防止対策の制度は、法の規制に条例独自の制度（対象建築材料、事前調査、濃度基準等）を追加して総合的な取り組みを講じる制度としている。

(2) 対象建築材料

対象建築材料として、法では吹付け石綿、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材の4種類を、条例では法対象の4種に加え、石綿含有成形板を規定している。当該建築材料の質量に対する石綿の質量の割合が0.1%を超えるものを対象としている。

(3) 事前調査

事前調査については、改正前の法に規定がなかったため、条例で義務付けられた。条例では事前調査の方法、調査事項、結果の掲示について規定している。改正法においても事前調査が義務付けられ、今後マニュアルや省令の改正により事前調査の方法や結果の掲示について規定することを検討することとされている。

条例では事前調査をしていないときは行うべきことを勧告できる。一方、改正法では特定工事に該当しないことが明らかな場合、事前調査の除外規定が設けられている。

また、改正法には受注者から発注者への書面による事前調査の結果の説明が義務付けられた。

(4) 届出

石綿含有建築材料が使用されている建築物等の解体等工事（石綿排出等工事）の施工者は、作業の開始の14日前までに届け出るよう法又は条例で規定している。また、条例では、法に基づく届出が必要な工事のうち、石綿含有建築材料の使用面積が50㎡以上である工事の場合には、併せて石綿濃度の測定計画について届け出るよう規定している。

これらの届出があった場合において、届出内容の審査の結果、作業基準に適合しないと認めるとき又は敷地境界における大気中石綿濃度の測定計画が適当でないと認めるときは、その届出を受理した日から14日以内に限り、届出者に対し、届出に係る事項の変更を命ずることができる。

改正法では、届出義務者が施工者から発注者等に変更された。

(5) 作業基準

作業の基準について、改正前の法では、作業の種類に応じて、前室の設置、作業場所の隔離、集じん・排気装置の設置等を定めている。条例では、法対象の解体等工事については、法の作業基準に加え、散水等により石綿を含む水を作業場から排出する場合、ろ過処理等を規定している。石綿含有成形板の解体等作業については、建築物等の周囲に当該建築物等の高さ以上の飛散防止幕を設置することや原則手作業により作業すること、やむを得ず機械等を使って除去する場合には散水すること等が規定されている。

国では、作業基準の一環として、意図しない石綿飛散が発生していないことを施工業者が確認するため、集じん・排気装置の排気口やセキュリティゾーンの出入口等で大気濃度の測定の義務付けを検討している。

(6) 敷地境界基準と大気濃度測定

敷地境界基準と大気濃度測定について、法には規定がないが、条例で敷地境界基準（大気中の石綿濃度が1リットルにつき10本）、その確認のための大気濃度測定及び測定記録の保存（3年間）の義務が定められている。

(7) 報告徴収と立入検査

報告徴収について、条例では建築物等の解体等工事又は石綿排出等作業を伴う建設工事の施工者に対し、事前調査、石綿排出等作業の実施状況等について報告を求めることができる。改正前の法では施工者に対し、特定粉じん等排出作業の状況について報告を求めることができたのが、改正法では発注者に対し、解体等工事に係る建築物等の状況について報告を求めることができるようになった。

立入検査について、条例では特定排出等工事の場所、施工者の事務所等にも立ち入ることができる。改正前の法では特定工事の場所にしか立ち入れなかったのが、改正法では解体等工事に係る建築物等若しくは解体等工事の現場に立ち入ることができるようになった。

(8) 勧告

勧告について、法には規定がないが、条例では施工者が事前調査又は調査結果の表示をしていないとき、これらの行為を行うべきことを勧告することができるように規定している。

2 施行状況

(1) 届出

大阪府域全域の法及び条例に基づく届出件数は下表のとおりであり、近年法に基づく届出件数は 600 件前後、条例に基づく届出件数は 100 件前後で推移している。

年度	届出件数		
	合計	法	条例
平成 19 年度	9 2 1	8 2 8	9 3
平成 20 年度	7 2 9	6 4 5	8 4
平成 21 年度	7 5 3	6 5 2	1 0 1
平成 22 年度	7 6 2	6 4 9	1 1 3
平成 23 年度	7 0 1	5 9 5	1 0 6

(2) 立入検査

大阪府域全域の立入件数は下表のとおりであり、近年、立入件数は 1,500～1,800 件前後で推移している。

年度	立入件数				
	合計	法	条例	苦情	パトロール
平成 19 年度	1 8 7 5	8 4 6		1 4 7	8 8 2
平成 20 年度	1 5 1 8	5 9 5		8 0	8 4 3
平成 21 年度	1 5 6 6	6 0 2		1 2 8	8 3 6
平成 22 年度	1 7 6 0	6 4 8		1 3 2	9 5 0
平成 23 年度	1 8 7 1	4 9 8	8 7	1 4 2	1 1 4 4

(3) 行政測定

(資料 1-1 の上の表を入れる。)

(4) 府内一斉パトロール

大阪府では建築物等の解体・改造・補修等作業によるアスベスト飛散を防止するため、6月、12月を「アスベスト飛散防止推進月間」と位置付け、自治体職員等を対象に大阪府アスベスト飛散防止推進会議を、施工者等を対象に飛散防止対策セミナーを開催するなど重点的に取り組みを行っている。その一環として市町村と連携して実施した平成 24 年度の現場パトロール (700 箇所) では、解体工事現場 337 件のうち 173 件で指導を行った。指導の内容は事前調査結果の表示であった。

(5) 建設リサイクル法の届出情報に基づく立入検査

大阪府が建築部局及び市町村から建設リサイクル法に基づく届出情報の提供を受け、石綿含有成形板が使われていることが多い工場、倉庫を対象に立入検査を実施している。平成24年10月から平成25年3月までに実施した54件の立入検査において、3件に対し指導を行った。指導の内容は、事前調査の徹底と掲示の徹底であった。

(6) 不適正事案への対応

平成24年度に府域において発生した不適正事案については、いずれも事前調査が不十分で、その結果届出が必要な規模の工事であったにもかかわらず、未届で解体を実施したものである。

府は不適正事案についての一報を受けた場合、直ちに現場の立入検査を行い、施工者に工事を停止させ、散水や防じんカバーの設置等石綿の飛散防止措置を指示した。

また、即日、敷地境界で大気中石綿濃度の行政測定を実施した。このうち1件で敷地境界基準を超過したことから、府民の安全安心のため、公表した。

第3 検討に当たっての基本的な考え方

大阪府における解体等工事に係る石綿飛散防止対策について検討するに当たっては、次を基本的な考え方とした。

- (1) 事前調査を確実に実施させる
- (2) 発注者に主体的な関与を求める
- (3) 不適正な工事を行わせないために規制を強化する

第4 検討結果

1 法改正に伴う法と条例の整合

(1) 発注者の主体的な関与

費用負担者である発注者が契約上優位な立場にあることを背景に、施工業者に対してできるだけ低額、短期間の工事を求め、施工業者がこれに従わざるを得ないことが問題となっている。

原因者負担の原則に鑑み、発注者が、石綿の飛散を伴う工事を注文する者として適切に役割を担うことが適当であることから、改正法において、届出の義務者を施工業者から変更し、工事を請け負おうとする建設業者から届出事項に関しての説明を受けた発注者に、特定粉じん排出等作業の実施の届出義務を課すこととされた。

また、発注者は施工する者に対し、工事費など、特定工事の請負契約に関する事項について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないようにしなければならないとの配慮事項が規定された。

条例の規定と異なる届出の実施主体並びに条例に規定のない施工者から発注者への事前調査の説明義務及び発注者の配慮事項が改正法に規定されたことから、届出義務者、説明義務及び配慮事項については、改正法と整合を図る必要がある。

2 事前調査

(1) 事前調査方法の明確化

事前調査については、条例の規定に基づき設計図書その他の資料の確認、目視、分析により実施されているが、具体的な調査方法は設定されていない。改正法にも調査方法は規定されていない。例えば、建築物等の構造上、表面に現れていない建材については、目視では分からない。そのため、調査の実施者によって調査範囲や内容に差異が生じ、十分な事前調査が行われない場合があることに加え、行政機関が事前調査の適否を速やかに判断できない場合がある。

以上のことから、事前調査の調査方法や調査項目を示し、事前調査の適否を速やかに判断できるようにすることが必要である。

また、事前調査の適否について、速やかに判断ができるようにするため、規則で建築物の階、部屋及び建築部位ごとの石綿含有建築材料の有無など、事前調査を行うべき項目を示した様式を規定し、それに記載させることが必要である。

様式に記載する事項としては、次のような事項が考えられる。

事前調査の記載事項

記載対象	記載項目
事前調査の項目に関すること	建築物の階、部屋及び建築部位ごとの石綿含有建築材料の有無並びに有の場合の石綿含有建築材料の種類及び使用面積、改修の履

	歴の有無、設計図書又は目視による調査項目、分析による調査項目
建築物に関する こと	建築物の名称、所在地、延床面積、竣工年月、階数、構造
実施者に関する こと	事前調査の実施者の氏名、所有している資格、所属、連絡先
関係者に関する こと	発注者及び施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
調査結果に関する こと	事前調査を行った日、事前調査の結果、届出の要否

また、事前調査の手法については、目視により石綿の有無を確認することができれば、目視による事前調査だけで差し支えないものとする。例えば、石綿含有建築材料が付着していないことが明らかである鉄骨、木材等は目視により石綿がないことを判断して差し支えないものとする。

目視によっては石綿の有無を判別できない建築材料である場合には設計図書等資料又は分析により調査すべきである。

なお、事前調査の適切な実施を担保するため、石綿作業主任者、建築士等石綿や建築材料に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者を活用することが望ましい。

(2) 事前調査結果の添付の義務化

改正法では、事前調査の結果を特定粉じん排出等作業の実施の届出書に添付する義務はないが、行政機関の審査の際に事前調査の内容を確認するため、石綿排出等作業の実施の届出書に事前調査の結果を添付（届出が不要である場合には発注者及び施工者により保存）させるべきである。

(3) 事前調査結果の表示等

事前調査結果の表示について、改正法では、事前調査の結果その他環境省令で定める事項を表示するよう規定されている。

条例では、全ての解体等作業について、縦40cm以上、横60cm以上の掲示板を設置することにより事前調査結果の表示を行うこととされており、その表示の項目は施工者の氏名・名称・住所・連絡場所（法人にあってはその代表者の氏名）・石綿含有建築材料の使用の有無及び有の場合にあってはその種類と調査日である。

表示項目については、石綿等排出作業につき現場周辺の住民に広く周知するためには十分とは言えないが、表示をすることにより一定の周知を図ることができるため、条例で規定している掲示板による表示は継続すべきである。

さらに、解体等工事の現場に事前調査結果の写しを備えるなど、事前調査結果をより詳細に周知するための制度を検討することが望ましい。

また、工事の完了後も、調査内容につき確認することが必要な場合があるため、事前調査結果については、一定期間保存することが必要である。

(4) 事前調査が不十分である場合における対応の強化

① 施工者への対応

現行条例では施工者が事前調査を実施していない場合、施工者に実施するよう勧告する規定があるが、事前調査が不十分である場合には、規制の実効性を担保する措置はない。事前調査が不十分であったため石綿含有のおそれがある建築材料が見つかった場合、当該建築材料に石綿が含まれていることが判明するまでは当該事前調査が不十分であった解体等工事の作業停止等を行政指導により行わざるを得ない。

このため、2(1)に掲げた様式等により、解体等工事の作業現場で事前調査が不十分であると認めた場合、施工者に事前調査の再実施を勧告し、また、施工者が勧告に従わない場合、作業の一時停止を速やかに命令する行政措置により実効性を担保することが必要である。

② 発注者への対応

事前調査を実施していない又は不十分であることによる施工者への勧告、勧告に従わない施工者への一時停止命令、作業実施基準及び敷地境界基準を遵守していない施工者への適合命令を行った場合、その勧告及び命令の内容の是正について協力を求めるため、発注者に対し通知を行う必要がある。

(5) 除外規定の設定

① 法と条例の整合

(資料1-2の検討結果を踏まえて記載。)

② 住民への情報提供について

(資料1-2の検討結果を踏まえて記載。)

3 大気濃度測定

国では、作業基準の一環として大気濃度測定義務付けを検討しており、今後省令改正で定められる予定である。現行条例では、敷地境界における規制基準と測定義務を規定しており、今後、省令改正を見定めて検討することになる。

仮に、改正省令で作業基準として排出口基準が定められた場合であっても、リスク管理の観点から周辺住民への健康影響を確認するため、敷地境界における規制基準に

については現行のとおりとすべきである。

また、測定方向によって石綿濃度は変動するので、従前どおり敷地境界の4方向で測定することが必要である。

工事の完了した後も、測定結果につき確認することが必要な場合があるため、測定結果についても現行のとおり一定期間保存すべきである。

4 報告徴収と立入検査

報告徴収について、条例では建築物等の解体等工事又は石綿排出等作業を伴う建設工事の施工者に対し、事前調査、石綿排出等作業の実施状況等について報告を求めることができる。改正前の法では施工者に対し、特定粉じん等排出作業の状況について報告を求めることができ、改正法では発注者に対しても、解体等工事に係る建築物等の状況について報告を求めることができるようになった。発注者には解体等工事の原因者としての責務があることから、事前調査の実施状況及び解体等工事に係る建築物等の状況について報告を求めるよう条例でも発注者に拡大すべきである。

改正前の法では、特定工事の場所に立入検査を実施することができることと規定されていた。改正法では、解体等工事に係る建築物等若しくは解体等工事の現場に立入検査ができるよう範囲が拡大されたが、施工者及び発注者の事務所に立入検査ができない。

現行条例では、特定排出等工事の場所や施工者の事務所等に立入検査を実施することができるが、発注者の事務所等への立入検査はできない。

発注者には届出義務者としての責務があることから、その事務所等についても立入検査ができるようにすべきである。

5 その他

(1) 石綿含有成形板の規制について

国では平成25年度に石綿含有成形板の実態調査、検証・評価を行うこととしている。リスク管理の観点から見ると、石綿含有建築材料のうち石綿含有成形板の使用総量が圧倒的に多いことに加え、破壊した場合の石綿粉じん濃度を調査し、石綿の飛散を確認したデータもあることから、条例による石綿含有成形板の規制は必要で継続すべきである。条例による石綿含有成形板の規制は従前どおりとすることが適当である。

(2) 石綿製品製造工場の規制について

現行条例に基づく特定粉じんに係る届出施設のうち、石綿製品製造施設（解綿用機械など）は府内に現存せず、石綿の製造等については、平成24年3月から全面禁止とされたため、新規に設置されることもない。

以上のことから、現行条例の石綿製品製造施設に関連する規定についてはその役割を終えたと考えられることから、削除することが適当である。

(3) 石綿対策の普及・啓発について

現行条例第10条の大气保全対策には、解体等工事に係る石綿の飛散防止対策が考慮されていない。石綿に対する施策の充実・強化が求められていることから、石綿飛散防止対策について広く普及・啓発をしていくための根拠となる規定を設けることが望ましい。

(4) 関係機関との連携について

石綿の飛散防止対策については、関連する法令や所管部署が多岐にわたることから、環境省、労働局及び府内各労働基準監督署、府及び府内各市町村の建築部局などと連携を密にし、各行政機関が相互に協力して対策を実施することが重要である。

大阪府環境審議会石綿飛散防止対策部会委員名簿

(五十音順・敬称略)

(審議会委員)

- | | | |
|---|--------|---------------|
| | 大久保 規子 | 大阪大学大学院教授 |
| ○ | 坂東 博 | 大阪府立大学大学院教授 |
| ◎ | 溝畑 朗 | 大阪府立大学大学院特認教授 |

(専門委員)

- | | | |
|--|-------|-----------------|
| | 石井 聡 | 厚生労働省大阪労働局衛生専門官 |
| | 内山 巖雄 | 京都大学名誉教授 |

- ◎ 部会長、 ○部会長代理

審議経過

○諮問（平成25年5月13日）

○第1回部会（平成25年7月2日）

- （1） 部会長代理の指名について
- （2） 大阪府における解体等工事に係る石綿飛散防止対策について
 - 1） 現行制度と大気汚染防止法の改正の概要について
 - 2） 現行制度における施行状況について
 - 3） 課題とその論点について
- （3） 今後の検討スケジュールについて
- （4） その他

○第2回部会（平成25年8月14日）

- （1） 課題とその論点について
- （2） 改正省令の検討状況について
- （3） 中間報告の構成案について
- （4） その他

○第3回部会（平成25年9月13日）

- （1） 中間報告案について
- （2） パブリックコメントについて
- （3） その他

○第4回部会（平成25年11月予定）

- （1） 部会報告案について
- （2） その他

○部会報告（平成25年11月予定）